



# ジェントルハート通信

No. 48 秋号  
発行日 2015.9.5

## 『いじめは「行為」ではなく「状態」で』 理事 篠原宏明

発行  
NPO法人  
ジェントルハートプロジェクト

事務局  
〒210-0843  
川崎市川崎区小田栄1-8-3 青山  
Tel & Fax  
045-845-3620(小森)  
URL <http://npo-ghp.or.jp>

会員登録及びカンパは随時受付中  
正会員 1口 2,000円  
賛助会員 1口 1,000円  
郵便振替  
口座番号:00200-8-111295  
口座名義:ジェントルハートプロジェクト  
振込用紙に会員の種別を明記下さい



**目次:**

巻頭コラム	P 1
自殺対策推進議連の ヒアリングに参加して	P 2-4
新聞記事から	P 5
院内集会の報告	P 6
活動の報告と今後の予定	P 7
橋がかかる	P 8

ジェントルハート通信第48号  
定価100円(会員は無料)

岩手県矢巾町の中学2年、村松亮さんがいじめを苦に自殺したとみられる問題で、学校はいじめが疑われる13件の行為のうち6件を「いじめがあった」と認定し、いじめと判断できない事案も含め、「その積み重ねが心身の苦痛を増大させ自殺の一因になった」と結論付けました。

ここで文部科学省の「いじめの定義」をもう一度確認してみます。

“「いじめ」とは、当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない”とされています。

つまり、行為の大小や肉体的暴力の有無に関わらず、被害を受けた側が、その行為により精神的な苦痛を感じていれば、それは全て「いじめ」に該当します。

報道によれば「いじめ」と認定されなかった残り7件の中には、村松さんに対する「下着おろし」なども含まれていましたが、村松さん自身が苦痛だと感じていたかどうかは判断できないため、いじめとは認められなかったそうです。残念ながら、行為を個別に判断すると、このような結果になってしまいます。

いじめ自殺が起こると、どうしてもその行為(いじめの手口)ばかりに注目が集まり、それが酷ければ酷いほど、マスコミ報道でもセンセーショナルに扱われてしまいます。そして調査段階では、加害行為を全て縦割りにし、第三者の独自基準によって「いじめ」に該当するかどうか、個々に判断されていきます。

このようなことは現実のいじめ裁判でも行われており、あるご遺族が

起こした裁判では、加害行為を細分化され、これはいじめ、これはいじめではないと一つずつ判定された結果、「この程度のことで死なない」と結論付けられて、いじめそのものが無かったとされる、信じられないような判決が下りました。

このように、いくら法律で被害者目線に立てと書いてあっても、現実では全く理解されていません。本当の意味で被害者目線に立ち、被害者の心情に寄り添うためには、個々の加害行為の程度に捉われず、被害に遭っていたときの「状態」を把握することが何より重要です。他人から見て、ほんの些細な悪ふざけ程度であったとしても、その時に被害生徒が置かれている状態が「いじめ状態」であったならば、受けた行為は確実に被害者の心を深く傷つけ、死へと追い詰めていることを汲み取ってあげてください。

人は、肉体を傷つけられる痛みには耐えられても、心を傷つけられる痛みには耐える術を持っていません。

相手の心を傷つけるには、肉体への暴力は必要ではなく、悪意の有る言葉や態度、無視、仲間はずれだけでも、相手を死に追い詰めるだけの力を持っています。それが「いじめ」の本当の怖さなのです。

皆さんもどうか「いじめ」を加害行為の程度(大小)で判断するのではなく、そのときの「状態」で判断し、子どもたちの変化を見逃さないようにして欲しいと思います。



## ◆ 自殺対策を推進する議員の会のヒアリングに参加して ◆ 理事 小森美登里

去る8月5日に、参議院議員会館で行われた自殺対策を推進する議員の会で、子どものいじめ自殺に関する報告をさせていただきました。本稿はその時の発表内容です。

本日は、子どもたちの現状をお伝えする場を頂きありがとうございます。

私は17年前に一人娘の香澄をいじめ自殺で失ったいじめ自殺遺族です。

当法人は、学校に関わる子どもたちのいじめ問題に特化した活動を13年間続けてきました。

活動の内容は、いじめやその最悪の結果としての自殺に対する予防の為の児童生徒や教師対象の講演、また、その他勉強会の開催、調査研究、政府への申し入れなどを行っています。ですから本日は、「自殺総合対策の更なる推進を求める決議」の十一にある、児童生徒を含む若年層の自殺対策という項目について意見を述べさせていただきます。

まず、子どもたちの命というのは、基本的には大人によって守られなければならないのですが、その命を守る為の術を大人がしっかり確立しているかということ、残念ながら現実はそのようではありません。

子どもが大人に相談しても大人はどう対応して良いか解らず、解決が出来ずにいます。

ですから、決議十一では子どもたちへのSOS発信教育実施となっており、子どもたちが変わる事を期待していますが、まずは大人たちが子どもの命を守る為に何をしなければならぬのかを学ぶ事が優先されるべきと考えます。

是非その視点を入れて頂きたいと思えます。

また、それ以前の問題として、予防対策のノウハウも現場では確立されていません。

次に、当法人が現場の教師対象に行ったアンケートを示します。

2012年10月から2013年4月実施のアンケートで、ここでは中学校について、183名中144名が回答して頂いた結果としてご報告します。なお、回答は複数回答です。

いじめの報告は誰から受ける事が一番多いか?についてですか、他の児童生徒からが43.1%、本人からが36.8%、親からが10.4%と、この三者からの報告で90.3%を占めております。

周りの友達も本人も親もこの割合で教師に報告をしているわけですから、自殺の原因は、子どもがいじめを大人に報告しなかった事ではなく、報告を受けたにもかかわらず、正しく対処出来なかった現場の教師の対応にこそ大きな問題があったという見方は出来ないでしょうか。

誤解が無いように申し上げますが、私達は学校だけに責任を転嫁している訳ではありません。

ただ、私達が活動で知る自殺事例のほとんどが、指導する大人側に大きな問題があったと感じているのは事実です。

また、残念ながらこのアンケートでは、他の教師や養護教諭との情報共有がわずかしかないという現状も浮き彫りとなりました。

また莫大な予算で全校配置をしたカウンセラーは、その他の枠2.1%の中に入っていたかも知れないという状況でした。

多くの子どもたちが、いじめを原因として死へと追い詰められている現実に対しては、いじめ防止対策推進法が施行されましたが、それが教師のスキルアップには反映されておらず現状は変わっていないと推測しています。

私は現在、教員研修や子どもたちへの講演など約1、200回させて頂いておりますので、全国の教師との会話が日々の生活となっています。

その会話の中で「いじめがあったら気づかないはずがない」という言葉をよく耳にします。

また、ある中学生の先生は、「9教科の内誰も気づかないなんてありえないし、誰か気づいたら9人で情報共有は出来る」との事でした。

そして気になったのは「やはり評価は気になる」という言葉です。

いくら文部科学省や教育委員会から「いじめのあったクラスの担任にマイナス評価はしない、発見し解決したことが評価になる」と

言われても、残念ながら現場の教師はそう思っていないので、自身の評価を気にして誰にも相談せず一人で握ってしまう事になるのではないかと想像しています。

また、その下にあるもう一つのアンケート結果、「児童生徒から相談されたら解決する自信はあるか?」については、「解決できる」「ほぼ解決できる」と回答した中学教師は26.3%と、教師の自信の無さが伺える結果となりました。

また、「解決できる」と回答した先生方が、本当に正しい対応を知っているかと申しますと、私は大変疑わしいと感じています。

多くの方が教員を頼りSOSを届けても、どう対応して良いかわからない、スキルが確立されていないという状況が最大の問題ではないでしょうか。

どうして良いかわからない教師は「しばらく様子を見てみましょう」と時間かせぎをします。

その間に子どもたちは、「誰も動いてくれないんだ。助けてくれないんだ。」という孤独感の中、死へと追い詰められているのではないのでしょうか。

ですから、「大人が子どもを守る」という構図は確立されていません。

昨今話題になっている岩手県矢巾町の自殺事件もやはりこのパターンでした。

担任の先生は亮君から、様々な事実と死にたいという追い詰められている心情まではっきり伝えられていました。

しかし、残念ながらそれらに対する正しい対応も、教師間の情報共有もなされていなかったのです。

これは、17年前私たち親子の状況と全く同じです。いじめの相談を先生にしなごが娘が自殺し、その後事故報告書に「パイプの詰まりがあった」と記されていました。教師の対応は17年前のままであるという証です。

しかし、なぜ今回矢巾町の事件がメディアに取り上げられたかと申しますと、「生活記録ノート」という動かぬ証拠があったからです。

17年前の私は、ただ学校に報告するだけで、その証拠がありませんでしたから、自殺後学校

はいじめは存在していなかったと言い切る事が出来たのです。

矢巾町の自殺事件は、この「生活記録ノート」が学校の隠蔽をはばみました。

証拠が残るこれらのノートが今後廃止の方向に向かわぬ事を願っています。

虚偽、隠蔽によって事実に向き合う事が出来ない現状は、再発防止策策定に大きな足かせとなっています。

学校が出来る初動調査が現在確立していないことから、事実をしっかり向き合うシステムが存在していません。

事実から学ぶ事が出来ないというのは、子どもの命を守る上で重大問題と考えます。

無知のままの大人が子どもを死へと追い詰め続けているのです。

繰り返しになりますが、この様な状況の中、子どもたちにSOSの出し方教育を実施したところで、自殺を防ぐ事は出来なんでしょう。

ましてや、私たちが「指導死」と呼んでいる、教員の指導をきっかけ、原因とした子どもたちの自殺も大変多いことも、是非皆様の記憶に留めて頂きたいと思います。

アンケートの裏、子どもアンケートについて少し触れさせていただきます。

低学年であればあるほど効果は高いと思うのですが、人権講演を聞いたことがあると認識している小学生は約4割しかいませんでした。

また、「辛くて死んでしまいたい」と思った事がある子どもは、いじめ被害者の約3人に1人、アンケート総数ですと約10人に1人でした。

子どもの1割が死を考えた事があるというのは重大問題です。

次に、自殺に至った原因の複数説が肯定されている事についてですが、私はこの事について大いに疑問を感じています。

理由はいじめとは虐待そのものだからです。

家庭内で心理的暴力、肉体的暴力、ネグレクト、性的暴力が起きれば虐待と認定され通報義務まで課せられますが、全く同じ行為が学校内で行われてもそれは「いじめ」と表現され、その結果、「いじめぐらいで自殺する子は弱い」「いじめられる子にも何か原因がある」と、被

害者側にも責任があるかのように言われてしまいます。

しかし「虐待ぐらいで自殺する子は弱い」「虐待される子にも何か原因がある」と言うのでしょうか。

被害者ではなく、虐待こそが根本理由なのではないでしょうか。

人は、著しい人権侵害を受け続ければ、考える力や生きる気力を奪われる事があるのです。

また、自殺原因の複数説は、学校が自殺をいじめ以外の理由、例えば、いじめられた子どもやその家族に原因を転嫁し、事をうやむやにする為に利用している現実があります。

今回、矢巾町の中学校も「いじめは自殺の一因」と報告していますが、「原因は一つだけでは無い」というメッセージにもなります。

天国にいるあの子どもたちは、あのいじめがなければ今生きていた命です。

明らかに根本原因があるにもかかわらず、その後発生した鬱状態等の対応を、原因の一つとして混同させ、自殺の原因複数説にしているように感じます。

このことが、逆に根本原因を歪曲させていると感ずるのです。

子どものいじめ自殺は、根本原因にしっかり目を向け予防しなければなりません。

その他にも、予算の削減が現場では大きな問題となっています。

学校が、いじめや自殺予防のため講演や研修で私たちに声掛け頂いても、予算が無く交通費や講演料が出せないという事で断念している学校があります。

また、もう一つお金に係わる問題として、スポーツ振興センターの問題もあります。

自殺対策の基本認識は、「追い込まれた末の死」であるはずですが、スポーツ振興センターは高校生の自殺に対して、「高校生は年齢的に自身の判断での自殺」いわゆる「故意による死」という判断で遺族への災害給付が実現していません。

最後に、二つ折りの子どもの自殺図表一について簡単にご説明します。

実は、遺族がいじめが原因だと訴えていても計上されないことが非常に多いのです。

ちなみに私の娘は、裁判でいじめの存在が認

められましたがいまだに「その他」の枠の中に居ます。

そして、この表で大変大きな問題なのは、いじめ自殺が極端に少ないことです。また、子どもの自殺のほとんどが原因不明なままです。

もし、文部科学省が発表しているこの図表のいじめ自殺数が事実なのであれば、大問題として取り上げる必要は無いはずですが。

統計精度が低いと言えるのです。

正に、子どもたちへの「生きることの促進要因」とは、予防の確立と、いじめ解決に対する正しい対処が出来る大人になることです。

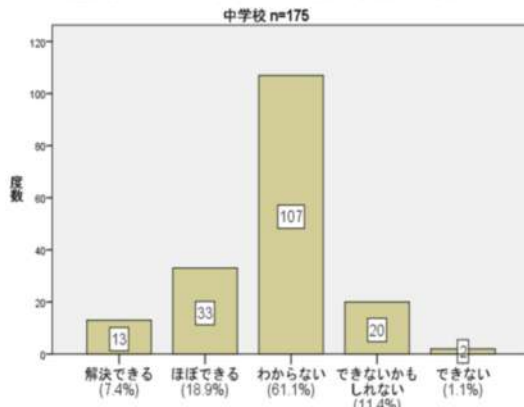
その意味で、法改正骨子第12条の「学校における自殺防止に関する教育」におきましては、「実のある正しい教員研修の徹底」という視点から今法律改正に組み込んで頂けますようご検討をどうぞ宜しくお願いします。

文部科学省の協力、虐待防止法、自殺対策基本法、いじめ防止対策推進法、

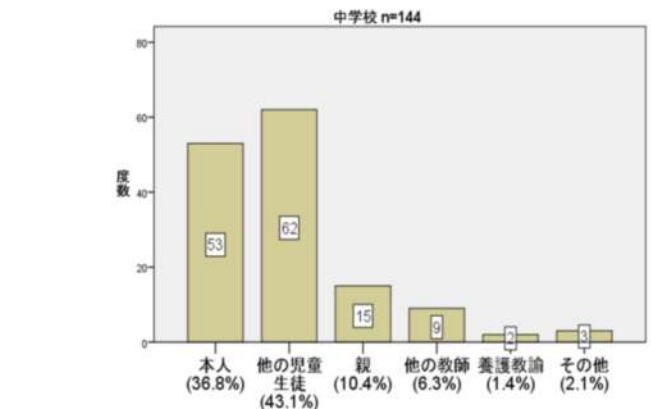
その他様々な法律を駆使し、児童生徒の命を守って頂けますようご尽力をどうぞ宜しくお願い致します。

私たちも精一杯頑張る所存ですので、お力添えをお願い致します。

児童生徒にいじめの相談をされたら、解決できる自身があるか



いじめの報告は誰から受けるか





## ◆ 新聞記事から ◆

毎日新聞の紙面で、私たちが普段大人に向けて発信しているメッセージを、とてもわかりやすく記事にまとめて頂きました。いじめ問題の本質や、対応の難しさと共に、真の解決とは何なのかといった課題に対し、多くの大人の方々に考えていただく為のきっかけづくりになればと思い、ここで紹介させて頂くことにしました。

## 小森 新一郎

ジェントルハートプロジェクト代表理事



こもり・しんいちろう  
1956年生まれ。98年に一人娘をいじめで亡くし、2003年にNPO設立。理事たちの講演は1400回以上。妻美登里さんの著書に「いじめのない教室をつくらう」など。

## 解決の道は加害者更生

## 論点

2015年8月28日

毎日新聞朝刊

高校1年生だった私の娘が亡くなった17年前と、構図は変わっていないと感じる。いじめを解決するスキルを持たない教師が、問題を抱え込んで先送りする間に子どもが亡くなってしまった。問題点は昔から分かっているのに、改善されないままだ。いじめ防止対策推進法は学校のためでなく、苦しんでいる子どもを助けるための法律のはずだ。ところが学校は相変わらず表面的で形式的な対策をとるばかりで、実効性を伴う取り組みができていない。

私たちは、いじめ問題解決の根幹は加害者にいじめをやめさせることだと考える。いじめられている子がスクールカウンセラーに相談しようが、フリースクールに通おうが、転校しようが、いじめ自体は解決しない。教師は加害者の背景に寄り添い、更生させることが唯一最善の方法だ。多くの人にそこに気付いてもらいたい。私たちのNPOは、講演や本の出版、子ども対象のいじめアンケート調査などの活動を通じて、いじめ加害者の更生も目指している。

不幸にしていじめ自殺が起きてしまったら、遺族と学校が真摯に同じベクトルで問題に向かい合い、説明していくことが望ましい。事件後、教育委員会と密に連絡を取り、すべての調査結果を開示してもらい、納得することができた遺族もいる。学校で子どもが亡くなるということは、行政の安全配慮義務違反であり、これ以上ない失態のはずだ。親も自分の子を死なせたという痛恨の思いがある。両者が寄り添い、何があったかを調べ、対策を話し合うのが本来あるべき姿だ。

だが多くの場合、遺族は事実を隠蔽しようとする学校や行政と対峙せざるを得なくなる。行政は自分たちの失態を薄めるような方向にもっていきがちで、あったことを全て知りたくないという遺族の思いに添えようとしなからだ。多くの遺族は情報収集や、行政や学校への働きかけ方を知らず、とても苦しむことになる。

近年、行政は事件や事故の被害者支援に力を入れているが、自殺した子の遺族には冷たい。暴力にせよ言葉にせよ、加害行為を受け続けて死に追い込まれたのだから、支援の対象とすべきだと思う。娘が自殺する前、私たちは相談した担任教師から「しばらく様子を見ましよう」と言われた。娘の死後、それは何もしないということだったと気付いた。学校が何もしないことの反省からいじめ防止対策推進法ができたはずなのに、それでも何もしないでいられることが理解できない。

教師は子どもの命を預かる職業だと強く意識してほしい。ところが、いじめられている子に対して「あなたにも原因があるんじゃないか」とか「もっと強くなりなさい」とか、私たちが軽々しく言うべきではないと思うような言葉を平気で口にする傾向にある。ただ、少ないが子どもの目線に立てる教師はいる。教師間で連携し、弱点を補い合いながらスキルアップしてほしい。学校だけでなく親や地域の人たちの意見も取り入れて、みんながいじめ問題の解決に取り組む雰囲気できればいい。

【聞き手・高木香奈、写真も】

## ◆ 初動調査と、災害共済給付金支払の問題についての院内集会を開催 ◆

参議院議員会館で院内集会を開催  
一日三回の事例発表と総括を実施

2015年7月24日（金）、参議院議員会館で、院内集会を開催しました。テーマは「学校に於ける重大事件事故発生時の初動調査と、その後の災害給付支払判断基準の問題点について考える」。いじめ防止対策推進法の見直しを来年に控え、いじめ自殺を含む、学校での事故・事件における問題点を、「初動調査」と「日本スポーツ振興センターによる災害共済給付金の支払い問題」の二点に絞って議論しました。5月20日の文部科学省スポーツ・青少年局 学校健康教育課への申し入れ同様、今回も参議院議員の小西洋之さんにご協力いただきました。

集会は、幅広い学校事故・事件のケースについて議論する観点から、共催として全国柔道事故被害者の会、一般社団法人吉川慎之介記念基金、指導死親の会にも参加していただきました。会場では、学校に関わる事件事故で亡くなっていった子どもたちの写真やメッセージを展示し、11時、13時、15時からの3回、各1時間ほど事例の発表と総括を行いました。平野博文元文部科学大臣、川田龍平議員、小西洋之議員、畑野君枝議員、初鹿明博議員、林久美子議員ほか、多数の参加者、報道関係者にお集まりいただきました。以下、当日の論点を簡潔にご紹介します。

事故・事件直後の調査方法などはいまだに確立されず原因をあいまいにする対応がとられ続ける

残念なことに、自殺を含む学校での重大な事故や事件に対する、発生直後の調査の詳細な手法・手順は明確化されていません。各学校や学校設置者の判断により、行われているのが現状です。

そのため、もっとも情報を集めやすい事故・事件直後に不十分な調査しか行われず、場合によっては意図的に不十分な調査で済ませ、学校等の責任を回避するなどの対応が行われています。



平野博文元文部科学大臣と小森新一郎代表理事と小森美登里理事

例えば交通事故が起きた際には、事故の当事者ではない第三者、つまり警察が一定のルールに基づいた事故調査を行います。しかし学校事故・事件では、場合によっては調査される立場にある学校が、調査にあたるのです。そこに、事後対応の大きな問題点があります。

いじめ自殺に限定して言えば、いじめ防止対策推進法の見直しにあたって、自殺直後の調査手法・手順を明確にかつ詳細に決定し、その手順通りに調査を実施することを義務づける必要があります。

再発防止のための事故・事件情報の集約ができていない日本スポーツ振興センター

日本スポーツ振興センター（以下JSC）の災害共済給付制度では、給付金の支払いが学校長の求めに応じる形で行われています。これによって二つの問題が発生します。第一は、申請には原因等を記載する必要があるため、学校にとって都合の悪い事故・事件が起きた際に、給付金の申請を怠るケースがあること。

これに関連して第二は、学校での事故・事件情報の集約ができないことです。もっとも深刻な、学校教育の構造的な問題から起こる事故・事件がもれてしまうために、研究も進まず、再発防止に必要な情報が集まらないのです。

第一の問題では、本来保証されるべき権利を受けられない多くの被害者が存在しています。

不幸にも犠牲となってしまった子どもたちの人権、そして、その親の権利回復のためにも、この問題は早急に解決しなくてはなりません。

第二の問題については、学校事故・事件情報は国民の財産だということです。全ての情報が集約されれば、その研究から事故・事件の共通性が見いだされ、再発防止に役立つはずですが、そのための基礎データが無駄にされている現状は、事故・事件被害者の尊厳をないがしろにするものといえるでしょう。「自分と同じ思いを、他の誰にも味わってほしくない」。そう願う遺族のためにも、国内の事故・事件情報が集約され、有効に活用される環境整備を急がなくてはなりません。

理事 大貫隆志



事例を発表する篠原宏明理事



事例を総括する武田さち子理事

## ◆ 活動のご報告と今後の予定 ◆

日付	主催者	都道府県	都市	人数
2015/9/5	藤嶺学園藤沢中学校	神奈川	藤沢	120
2015/9/8	関東学院中学校	神奈川	横浜	300
2015/9/9	柏市立土小学校	千葉	柏	220
2015/9/15	山口県立大学	山口	山口	30
2015/9/16	山口高川学園中学・高等学校	山口	防府	640
2015/9/17	川崎市立白幡台中学校	神奈川	川崎	150
2015/9/27	新潟県教育庁下越地区深めよう絆県民の集い	新潟	新潟	600
2015/9/29	石川県少年被害者支援分科会	石川	金沢	30
2015/9/30	豊昭学園	東京	豊島	620
2015/9/30	始良市立重富中学校	鹿児島	始良	100
2015/10/9	横浜弁護士会司法修習生研修	神奈川	横浜	20
2015/10/10	防府市立松崎小学校	山口	防府	730
2015/10/16	島根県教育委員会	島根	安来	200
2015/10/23	和泉市立和気小学校	大阪	和泉	800
2015/10/27	米子市人権教育主任研修	鳥取	米子	70
2015/10/30	山口県教育委員会平成27年人権教育研修会	山口	山口	350
2015/11/6	川越少年刑務所	埼玉	川越	
2015/11/11	宍粟市立山崎南中学校	兵庫	宍粟	250
2015/11/15	愛荘町青少年育成町民会議	滋賀	愛知郡	240
2015/11/16	金沢学院東高等学校	石川	金沢	340
2015/11/17	川崎市立田島小学校	神奈川	川崎	460
2015/11/19	千葉市PTA連絡協議会	千葉	千葉	
2015/11/24	横浜市立日限山中学校	神奈川	横浜	570
2015/11/25	三重県立伊勢工業高等学校	三重県	伊勢	660
2015/11/27	山口県立徳山高等学校徳山北分校	山口	周南	120
2015/11/27	川崎市立高津中学校	神奈川	川崎	510
2015/11/30	久喜市立鷲宮西中学校	埼玉	久喜	200
2015/12/1	柏市立柏中学校	千葉	柏	600
2015/12/2	柏市立柏第五中学校	千葉	柏	560
2015/12/4	山県市立美山中学校	岐阜	山県	170
2015/12/10	長岡市立小国中学校	新潟	長岡	120
2015/12/12	世田谷区立北沢中学校	東京	世田谷	300
2015/12/17	新潟市立潟東中学校	新潟	新潟	170
2015/12/18	熊本県立球磨工業高等学校	熊本	人吉	500
2015/12/19	鹿屋市人権問題講演会	鹿児島	鹿屋	400
2016/2/7	山陽小野田市立小・中学校PTA連合会	山口	山陽小野田	500
2016/2/10	野洲市立三上小学校PTA	滋賀	野洲	70
2016/2/25	光泉高等学校	滋賀	草津	390
2016/2/28	南河内ブロック青少年指導員連絡協議会研修	大阪	松原	150
2016/3/6	川崎チャイルドライン	神奈川	川崎	30
2016/4/13	滋賀県立野洲高等学校	滋賀	野洲	570





# ◇ 橋 がか かる ◇

NPO法人 ジェントルハートプロジェクト  
ひととひととの出会い、そこにかかる橋

ここでは毎回ジェントルハートプロジェクトに関わる方々の思いなどを自由にお書き頂くコーナーです。  
今回の橋がかかるは姫路市立飾磨西中学校の村田亮先生にお願いしました。

## 「窓の外には」



窓の外には夢がある  
夢のとなりは自然がある  
自然の上には空がある  
空の上には星がある



私が勤務している姫路市立飾磨西中学校吹奏楽部の生徒がこの歌と出会ったのは、今から4年前のことです。岡山の明誠学院高等学校吹奏楽部の生徒さんが、演奏会で心のこもった手話と共に歌われていました。そのときの生徒からは、「あの歌、すごく感動した」「吹奏楽部でこんな悲しいことがあったんや…」というような感想が聞こえてきました。そして次の年、その明誠学院高等学校の生徒さんと一緒に練習させていただく機会があり、そのときも「窓の外には」を歌っていただきました。初めて聴かせていただいたときよりも、私自身もこの歌にこめられた思いを感じる事ができました。

その年の夏休み、「私たちが『窓の外には』歌いたい」「心をこめて手話もしたい」「この曲を歌っていじめのない部活にしたい」「文化発表会で全校生徒の前で歌いたい」と生徒の方からこのような希望が出てきました。そのときの私の気持ちはただ一言、嬉しかったです。すぐに楽譜を取り寄せ練習が始まりました。初めは明誠学院に通う、本校の卒業生に手伝ってもらっての練習でした。なかなか手話が覚えることができない生徒、手話は覚えただけ表情が豊かになりにくい生徒、うまくいかないこともありましたが、「優しい気持ちで歌ってみよう」「香澄さんの思いを考えてみよう」と生徒たち自身が声を掛け合い、練習に取り組んでいきました。手話と歌の練習や指導に教師はほとんど関わりませんでした。よく考えてみるとそれが良かったのかもしれない。生徒の自主的な練習により、みるみるうちに生徒の表情が豊かになったり、部内で問題が起こると、この歌にこめられている「みんな優しい心を持つ」という思いが話し合いの中で生徒から出てきたり、確実に生徒の心が育っていくことが実感できました。

そして11月、いよいよ文化発表会で演奏する日がやってきました。私の中には、この子たちの歌を全校生徒が真



校内の文化発表会で「窓の外には」を歌う本校吹奏楽部

剣に聴いてくれるかという不安もありました。しかし、この曲が始まった瞬間、それまで手拍子で盛り上がっていたことがまるで別の世界のように、会場の空気は大きく変わりました。もちろん全員がこの「窓の外には」を聴いたのは初めてでしたが、この歌の詩にこめられている香澄さんの思いが全校生徒だけではなく、職員や保護者、来賓の方々、会場のすべての方に伝わり心の中に響いたと思います。すべての演奏が終わった後、「あの手話の歌、すごく感動した」「いじめってあかん…」と、来年度の文化発表会でも歌ってなと、たくさんの生徒に声をかけてもらいました。

その時から本校吹奏楽部は多くの演奏会やイベントで、この「窓の外には」を歌わせていただいています。全校生徒をはじめ、地域の方々、保育園の子どもたち、おじいちゃんおばあちゃん、たくさんの方に聴いていただきました。そして、今年6月、私たちの歌う「窓の外には」を一番聴いていただきたかった方が本校に来てくださいました。「窓の外には」の詩を書かれた小森香澄さんのお母様、小森美登里さんです。小森さんにはいじめの恐ろしさ、そして、優しい心の大切さを生徒だけではなく私たち教職員、保護者や地域の方の心にも響くお話をさせていただきました。小森さんの講演後に披露した「窓の外には」、生徒も私も特別な思いでした。あのときの演奏はずっと忘れることはないでしょう。そして、世界中の子どもたちが香澄さんの「優しい心が一番大切だよ」という言葉を大切に自由の翼を大きく羽ばたかせることができる世の中になりますように…。



小森美登里さんと一緒に…